

随意契約理由書

件名	中突堤ボーディングブリッジ整備業務	
契約の相手方	川重ファシリテック株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>中突堤ボーディングブリッジ(平成17年竣工)は、中突堤旅客ターミナルに着岸する客船の乗降客に対応するため使用するボーディングブリッジである。</p> <p>このボーディングブリッジには多くの電気部品が使用されているが、お客様に常に安全な状態を提供するためには、定期的かつ計画的な機器の更新・メンテナンスが必須であり、このたびは、走行装置モータ付サイクロ減速機・フラップ駆動装置モータ付サイクロ減速機の取替整備を行う。</p> <p>客船用ボーディングブリッジは、各メーカーが独自の技術により設計・製作を行っているため、その構造・仕組み・運転方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムもメーカーごとに異なり、機械装置・電気制御装置の互換性がない。したがって、メーカー独自のノウハウがなければ、取替及び整備を行うことは不可能である。また、部品の調達に1～3カ月程度を要するため、不具合が発生してからの対応となれば客船の入港時に使用できなくなることから、事前に整備を行う必要がある。</p> <p>当該ボーディングブリッジの製作メーカーである川崎重工業株式会社は、メンテナンス業務を行っていない。 上記業者は、川崎重工業株式会社から保守、メンテナンスについて100%業務移管されている出資子会社で、構造・制御等について十分に熟知しており、本業務の履行が可能なのは上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局みなと振興部海務課事務係	(電話番号 078-272-1611)